

共生・協働の地域社会

～ 助け合い 支え合う「結い」の精神で ～

コミュニティ(地域社会)の役割を見直してみませんか



『共生・協働の地域社会』って

何？



県では、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの様々な団体やグループが連携・協力し、地域に必要なサービスを提供する新しい仕組みづくりを進め、地域のことは地域で解決できるような共生・協働の地域社会を目指しています。

私たちが暮らす地域社会では、近所同士が支え合い、子どもを見守り、お年寄りを大切にし、世代を超えた交流が行われるなど、地域の福祉や、安全、安心などの面で大きな「力」を持っていました。これが「**結い**」と言われる地域の相互扶助機能であり、「**共生**」なのです。

また、公共サービスの提供については、これまでは、主に行政が担うという考え方が中心でしたが、人口減少、少子高齢化など社会が大きく変化する中、住民や地域の様々な団体が連携・協力して、地域の公共的な課題に取り組んでいく「**協働**」の仕組みが必要となってきました。

身近な協働事例

以前の清掃行政は、住民のみなさんは特段分別しないでゴミを出し、行政が収集・分別・処分していました。

しかし、リサイクル社会の進展に伴って、まず住民のみなさんがゴミを分別して出すようになりました。

リサイクル社会の推進という共通の目的を達成するため、住民のみなさんと行政が役割を分担し、それぞれの責任を果たしています。

キーワードは、「共通の目標」、「役割分担」です。



NPO、ボランティアについて・・・



NPO（英語の Non Profit Organization の略であり、直訳すると「非営利組織」となります）とは、ボランティア団体をはじめとする営利を目的としない、自発的・自立的な社会貢献活動を行う市民活動団体をいいます。NPO法人やボランティア団体を指して使うことが多いようです。

これまで、ボランティア活動については無償（報酬などをもらわない）であることを前提としていましたが、交通費や用具代など必要経費が支給されることもあります。継続的に活動を行うためや、サービスを受ける人々の中には多少の謝礼を受け取ってもらう方が気が楽という人もいますからです。

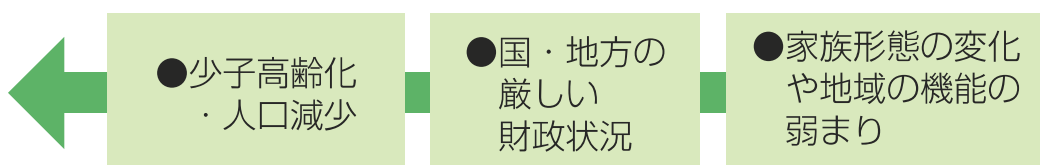
これからの市民活動による新しい公共づくりを進めるに際して、こういった形でのボランティア活動の提供も受け入れていきたいものです。

なぜ今、 共生・協働の地域社会

なの？



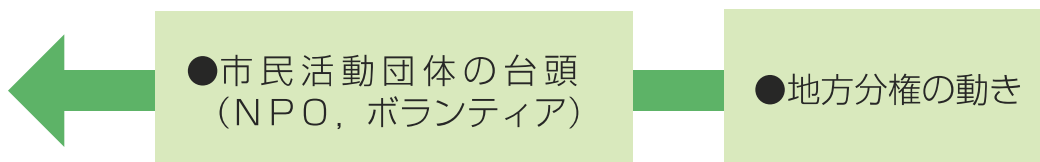
これまでは公共サービスのほとんどを行政が提供していました



全てを行政だけで提供するのは限界にあります



- みんなで助け合って従来地域社会が持っていた力を再生することが必要。
- 地域に住む住民，NPO，ボランティア，企業などと連携して社会的なセーフティネットを。



地域に必要なサービスを協働で提供する仕組みが求められています

- 住民は，公共サービスの受益者であると同時に，サービスの提供者にも。
- 自助，互助，公助*のシステムを改めて作り直すこと。



地域コミュニティの再生（現代版“結い”の再構築）



「自助・互助・公助」とは・・・

自助：自分でできることは自分でやること

互助：近隣の住民が助け合ってできることは互いに助け合うこと

公助：自助，互助でできないところは行政が行うこと

共生・協働の地域社会への期待

1 安全・安心な地域社会

県民一人ひとりが地域のことを考え、行動していくことで、地域の持つ相互扶助機能も高まり、安全・安心で、住み良い地域社会づくりにつながります。

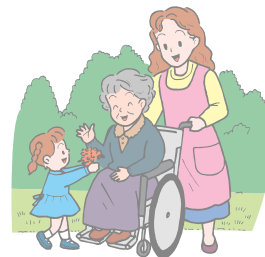
2 地域に必要なサービスの提供

地域の実情に詳しく、地域に根ざしたみなさんがサービス提供に参加することで、地域が必要とするサービスが受けられるようになります。



3 地域社会活動を通じた自己実現

自分のためだけでなく、他人のため、地域のために動くことで、地域づくりに役立っているという実感と存在感を持つことができ、さらには「生きがい」にもつながります。



4 住民自治の充実

地域のことは地域で決定・実行するようになり、分権型社会に相応しい住民自治の充実につながります。

5 行政のあり方の見直し

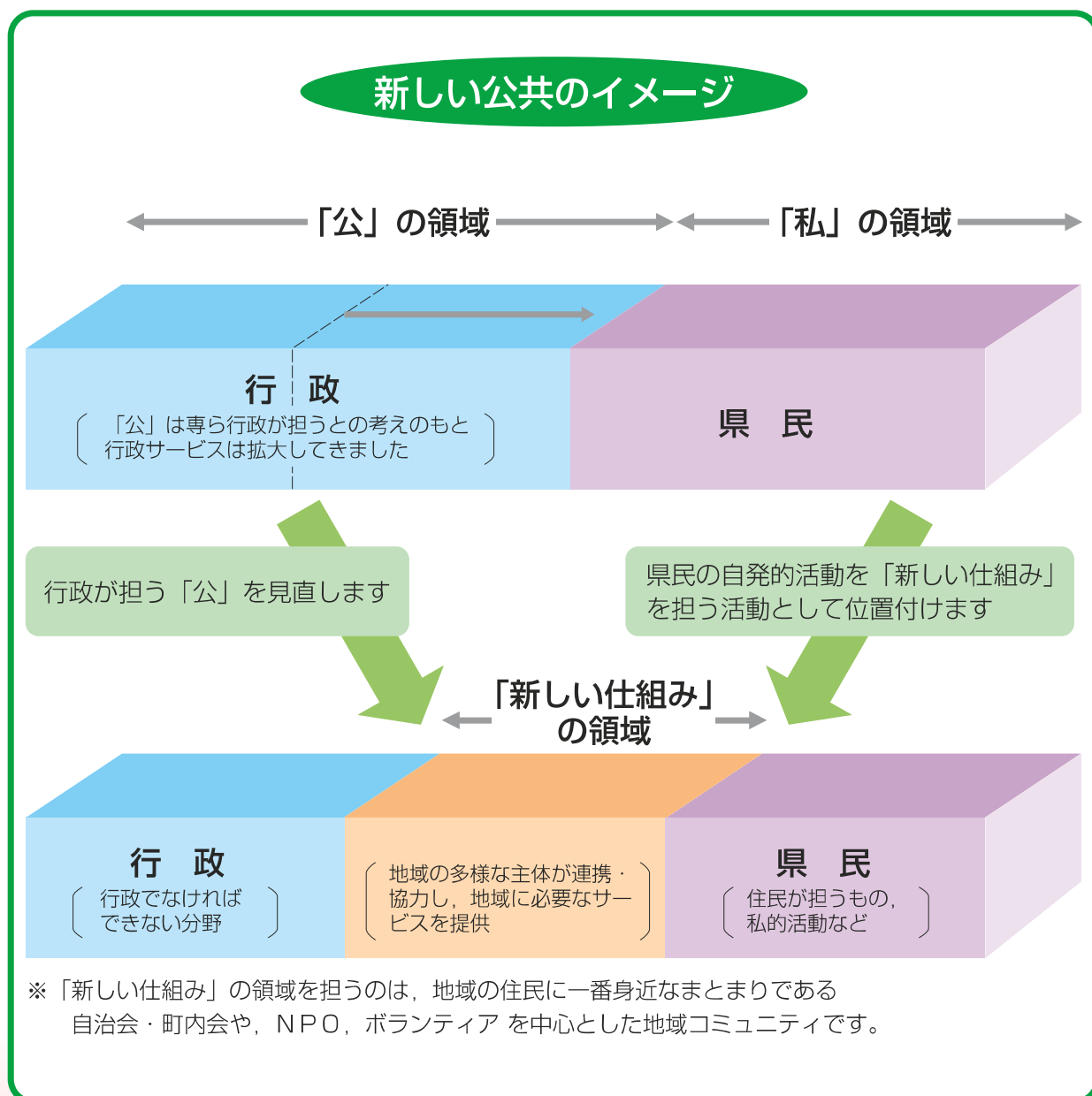
変化する住民のニーズに合わせて役割分担し、協働していくためには、行政（サービス）のあり方を絶えず見直していかなければなりません。

どのように取り組んでいくの？

これまでは、公は専ら行政が担うとの考え方のもと行政サービスが拡大してきました。

これからは、地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供する「新しい仕組み」（これを「協働」と言います。）が求められています。

そのためには、行政が担う公のあり方を見直すとともに、県民のみなさんの自発的な活動を「新しい仕組み」に位置づけながら、新しい公共づくりを進めていきます。



地域コミュニティの役割は？

地域とは、一定の境界をもって、人びとがそこに住み、生活し、人間関係を織り成していく場所です。また、他者との関係を嫌う住民のみでは生活が成り立たないために、そこには人びとによる調整や秩序のための集団が形成されていきます。

生活の場であり、人びとが共同性を高める身近な活動の場、これが集落であり、自治会・町内会など地域コミュニティです。

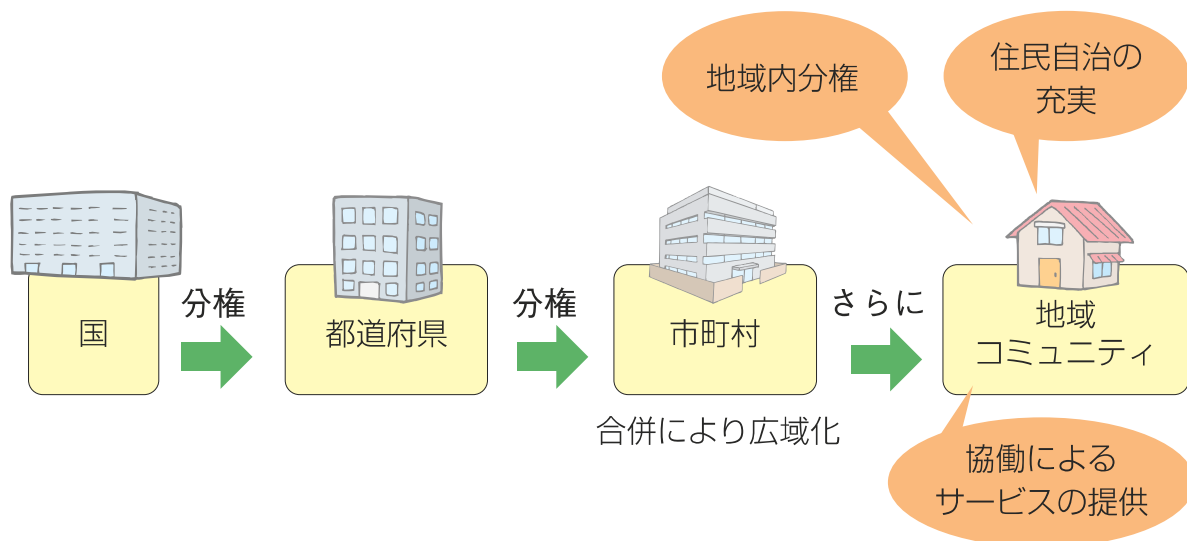
これまで地域コミュニティが果たしてきた役割

- ① **親睦**
挨拶や井戸端会議などにより、相手を認め、自分を認めてもらうという社会的欲求を充足する機能
- ② **伝統文化等の維持**
経済活動のみでは維持できない地域の特色、文化、景観、工芸などを維持・継承する機能
- ③ **合意形成**
みなで協力しないとできないような取組などについて、地域としての意思を定めて対外的に表明していく機能
- ④ **公共サービス**
近隣の美化清掃、道普請など、地域が必要とする身近な課題に、地域全体で対応し、サービスを提供する機能
- ⑤ **計画・企画・調整**
地域づくり計画など、地域の諸問題を点検し、地域の将来像を描く機能

これからの地域コミュニティ像は

- 従来の親睦的な活動にとどまらず、地域の共通課題にみずから対処し、取り組んでいくことが求められます。
- 広域化した市町村にあって、地域のことは地域で決める住民自治を担う組織として地域コミュニティが期待されています。

地方分権のイメージ



共生・協働の地域社会づくりを支えるのは『共生・協働型地域コミュニティ』です

共生・協働型地域
コミュニティって
何？



地域に必要なサービスを自ら提供する場合に、共生・協働型の地域コミュニティにおいては、こうしたサービスの水準や内容なども地域で決められる（これを「参加」と言います。）ような仕組みが必要ではないかと考えています。

協働によるサービスの提供を地域コミュニティも担うことが期待される時代にあつて、その前提となる意思決定にもしかるべき権限を持って**参加**する仕組みをつくるのが大切です。

協働で提供するサービスの水準や内容の決定に参加できる場や機会があれば、住民の参加意欲の向上にもつながるのでないでしょうか。

参加

〔公共的意思決定に
参加〕



地域住民によるワークショップ
(志布志市ふるさとづくり委員会)

参加

協働

協働

〔地域に必要な
サービスを実行〕



登下校時の子どもの見守り活動
(南さつま市安心パトロール隊)

共生・協働型地域コミュニティづくりのために

1 地域の総意をつくり生かす仕組み

弱くなった地域の力を再生させるためには、既存の枠組みにとらわれずに、地域の総力を結集するような仕組みが必要です。

地域にある様々な団体が一つの組織としてまとめ、身近な事柄について地域の総意をつくりあげる。そこで決まったことは、行政や地域内の住民、団体が尊重（実行）する。…こうしたことが、制度上きちんと保障されることが大切です。

こうした仕組みとして、「**コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）**」の構築が考えられます。

コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）とは、市町村の区域を、小学校区などの一定の地域に分け、地域を代表するような新たな組織に、財源や権限を委ねて自主的な活動を推進していく、住民自治の仕組みです。

こういった仕組みを条例（自治基本条例などと言われます。）に位置づける自治体が増えています。



どうして自治基本条例が必要なのか？

もっと、安全で安心な地域を実現したい。

地域の課題を、より良い形で解決したい。

自治基本条例は、地域課題への対応やまちづくりに当たって、どのような考え方に立って自治体の運営を進めるのか、誰がどんな役割や責任を担っていくのかなどを明文化したもので、その自治体の最高指針とも呼ばれています。

この条例に、コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）の設置根拠を規定し、地域内分権や住民自治を推進する自治体が増えてきつつあります。

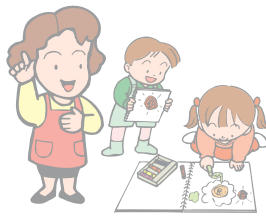
◆身近な自治の姿 ～ 子育てを事例に ～

身近な課題を 自分たちで解決



ご近所や隣同士で協力しあって、子どもたちを見守り育てます。

行政運営の中で 公共的課題を解決



行政が保育園や幼稚園を設けて、子どもたちをあずけられるようにします。

行政運営に参加



住民の要望に応じた子育て支援策を考える会議に参加して意見交換を行います。

自分たちで
解決できないことは

住民の声を
反映させるために

コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）のイメージは…

住民

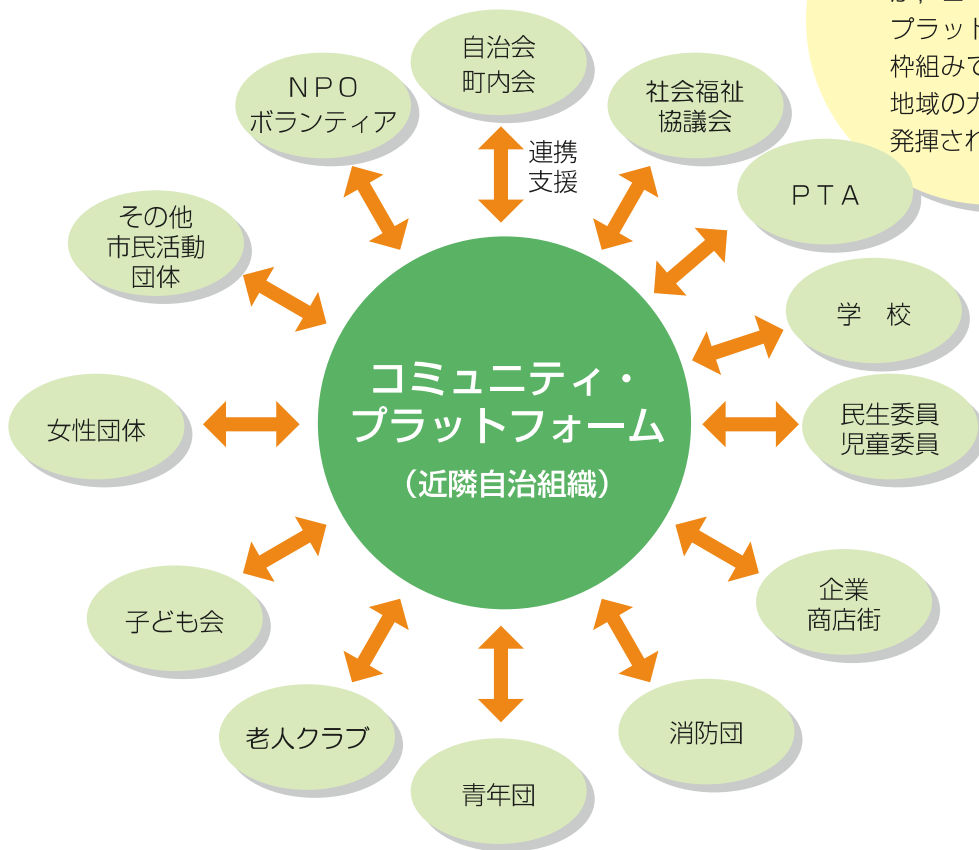


【従来】

地域の各団体が、それぞれの活動の場で、バラバラに地域活動を行っていました。

地域の力を結集

住民



【次世代】

バラバラの地域活動が、コミュニティ・プラットフォームの枠組みで束ねられ、地域の力が遺憾なく発揮されます。

2 地域が必要とするサービスが提供される仕組み

コミュニティ・プラットフォームが機能するためには、地域コミュニティ自身が元気でなければなりません。



地域協働によるサービスの提供のために

①新しい公共の形成

住民が公共サービスの受益者であると同時にサービス提供者となることが求められています。

②期待されるNPO・ボランティアの役割

地域社会の課題や特定のテーマについて自らの意思で課題解決に取り組むNPOやボランティアは、共生・協働の地域社会づくりの担い手として期待されています。

③地域コミュニティとNPOとの連携

高齢化等で弱くなった地域コミュニティの活性化では、他の地域、NPOなど地域外の力と連携することも一つの方法です。

地域コミュニティの活力の再生のために

①活動への参加を促すきっかけづくり

地域活動の要は「子ども」です。

地域活動に興味のない人に参加を促すためには感動を共有できる仕掛けが必要で、親子で参加できる地域のお祭り、運動会、農作業体験等による「地域デビュー」のきっかけを作ることが大切です。

②多様な参加方式の用意

地域住民のほか、そこで学び、働き、活動する人など、地域の誰もが、それぞれの状況に応じて地域コミュニティと付き合えるように、準会員や賛助会員、イベント会員など多様な参加方式を工夫してみてください。

③地域間ネットワークの形成

地域の得意分野をつなぐような地域間の交流・連携も効果的です。

活動資金の確保のために

①地域経営の視点

これからの地域づくりには、ビジネス感覚や地域資源を生かし、地域を経営するという視点が大切です。

②コミュニティ・ビジネスの展開

地域活動に必要な自主財源を確保するため、遊休地や空き屋など地域の「空いたもの」を活用した生産活動や販売活動を行うことを考えてみませんか。

③外部からの財政支援の活用

地域コミュニティの自立した活動展開のためには、行政や企業等による活動資金の支援が必要であり、また、これらを有効に活用するためには、行政からの情報提供は大切です。

3 人材を発掘・養成する仕組み

「地域づくりは人づくり」と言われます。

コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）は、自ら決定して自ら取り組む場として機能するほか、人材の発掘・養成・活躍の舞台としても機能することが期待されています。

求められるリーダー像とは・・・

命令はできない地域活動の中で、様々な価値観を束ね、リーダーはどういうことに心掛けたら人びとが動いてくれるのでしょうか。

地域コミュニティ活動をけん引する人材に求められる資質として、次のような要素が求められています。



- 1 課題を見つけ、解決策を考え、判断・行動する**思考力**
- 2 相手に理解してもらい、かつ、相手のことを理解する**調整力**
- 3 簡潔明瞭に説明し、相手をその気にさせる**説得力**
- 4 新たな発想で、地域の活動をつくりあげていく**創造力**
- 5 地域資源を生かし、地域の強みをつくり出す**経営力**



まずは、**人材を発掘し、養成することです。**

人材の発掘と養成

① 実践経験と学習の繰り返しで

地域活動を担う人材の発掘・養成は、実践活動を通じた経験と、知識を得るための学習を積み重ねていくことが大切です。

② 行政の果たすべき役割

地域活動による人材の発掘・養成もちろんですが、実践的講座や体験活動への参加機会の提供など、リーダーやリーダー志向者の能力向上のきっかけとなる支援施策が求められています。

③ 多様な人材の活用

豊かな経験やノウハウを持つ団塊世代の方々、しがらみを持たず積極的な地域活動が期待されるU・Iターン者、さらには、女性など、地域の潜在的な力を活用していくことは、今後のリーダー養成という視点からも大切です。

広がる 共生・協働の 取り組み



事例 1 2つの青い光で地域の安全を守る住民の力



地域において犯罪を未然に防ぐには、住民の意識を変え、住民自らが防犯に取り組むことが大切です。

約 1,300 世帯を抱え、日頃から地域の防犯活動に力を入れている真砂本町社会福祉町内会では、2つの青い光で地域の見守り活動を展開しています。

一つは「青色パトロール隊」、もう一つは犯罪発生の減少に効果があるとされる「青色防犯灯」です。

これらの取り組みの結果、住民の防犯意識の向上につながり、住民自らが防犯に取り組む機運が高まっています。

事例 2 全住民参加による感動共有の地域づくり

地域資源を活用し、住民の協働により自主財源を生み出すことも、これからの地域づくりに大切な視点です。

鹿屋市串良町の「柳谷町内会」では、遊休地等を活用した焼酎や土着菌の生産・販売などで得られた自主財源を生かし、独居高齢世帯への救急警報装置の設置や高齢者への手押し車のレンタル、子どもの健全育成、空き家を活用した芸術家の移住など住民総参加型の地域づくりを進めています。

こうした取り組みにより、子どもから高齢者まで集落づくりを楽しむようになり、U・Iターン者もみられ、集落の人口増加につながっています。



事例 3 行政だけでは手の届かない地域課題の解決に取り組む

まちづくりのためには、住民ニーズに対して、総合的に取り組むことが大切です。

鹿児島市のNPO法人「地域サポートよしのねぎぼうず」では、児童クラブの不足を補うための学童保育施設の開設、月2回の体験活動サタデーワーク、夏休みには青少年育成のための異年齢交流生活体験活動を実施しています。また、介護保険事業の対象とならない高齢者の在宅家事支援、地域団体との連携による自主防犯・防災活動なども行っています。

このNPO法人の取り組みにより、行政だけではできなかった地域に必要なサービスの提供が可能となっています。



事例 4 交流で生まれる過疎・高齢化地域の活力



少子高齢化が進む過疎地域の再生が県内各地で始まっています。

住民全員が65歳以上の高齢者である南さつま市金峰町の長谷集落では、NPO法人「プロジェクト南からの潮流」との連携により、オーナー制によるシイタケ栽培や棚田を使った米づくりを中心に据えた都市・農村交流を進めています。また、間伐材を利用した交流拠点施設も地域住民、NPO、都市住民等の協力により完成させました。

地域への想いを通して、連携・協力による地域活性化が図られています。

事例 5 地域住民で守る川の自然環境

ひとたび川が汚されると、自然の力だけで回復することは難しいものです。

始良町の「思川水系美化浄化対策委員会」では、思川流域の33自治会や企業等と連携し、あじさいの植栽、河畔の除草、水質浄化材の設置、清掃や住民への啓発活動などを行っています。思川が美しくなることで、地域の小学生の環境学習の場としても親しまれています。

川の環境美化活動を通して、住民同士の交流も深まり、川の環境問題への意識高揚と課題解決につながっています。



事例 6 家庭での子育てを地域も応援

近くに子育てについて相談できる家族や親戚がいなくて、不安を感じる若い親も少なくありません。

南九州市知覧町のボランティア団体「キラキラ倶楽部」の子育てサロンは、子育て中の親同士の交流や子どもたちの遊び場として、また、ボランティアによる育児相談、地元高校生らによる手作り絵本の読み聞かせなどを通して、地域とのつながりを大切にしながら子育て中の親を支援しています。

核家族世帯が多い現代、この取り組みにより、小さい子どもを持つ親にとっても子育てしやすい地域づくりにつながっています。



事例 7 障がい者の自立と社会参加を支援



地域の中で障がい者も普通の生活が送れる条件をつくること、これがノーマライゼーションの考え方です。

奄美市のNPO法人「チャレンジサポート奄美」では、発達障がい者の支援体制づくりや地域療育の支援事業などを通して、障がい者の自立と社会参加のための支援に努めています。さらに、障がい者を中心とした「あしたば太鼓」を結成し、地域の各種イベントで演奏を行っています。

これらの活動は、市内の福祉系学校や行政、地域住民が様々な形で関わっており、障がい者が積極的に社会参加する幅が広がっています。

事例 8 NPOの専門性を生かした聴覚障がい者支援活動

誰もが偏見のない地域社会の中で、生きがいを持って生活することを望んでいます。

鹿児島市のNPO法人「NPOデフNet.かごしま」では、聴覚障がいを持つ子どもたちのための学童保育や学習塾の開設、就労の場として加治木まんじゅう・クレープ店「ぶどうの木」の運営を行っています。また、情報誌の発行などにより、聴覚障がい者に対する県民の理解醸成にも努めています。

NPOの専門性を生かした活動を通して、聴覚に障がいを持つ人と持たない人とが相互に理解し合うバリアフリーの考え方が広がっています。



市町村でも こんな取り組みが・・・

薩摩川内市 「地区コミュニティ協議会」を生かしたまちづくり

●地区コミュニティ協議会の設立

管内48地区コミュニティ協議会が設立され、地域自治団体として、地域振興活動や協働の活動を担っています。

●自治基本条例の制定

まちづくりを進める基本ルールとして、市民・市議会・市の役割を定めるとともに、地区コミュニティ協議会の設置規定も明記されています。

●活性化補助金の交付

地区を活性化するため独自の事業に対して、地区の提案に対する短期の補助金を交付しています。



住民の力で整備された手づくり自然観光公園の全景
(峰山地区コミュニティ協議会)

志布志市 「共生・協働・自立」のまちづくり

●ふるさとづくり委員会の設置

住民の話し合いによる地域づくり活動を行うため、市内20地区に「ふるさとづくり委員会」を設置しています。

●「志（こころざし）のまち」宣言

高い志と慈愛の精神のもと、市民一人ひとりが役割を持ってまちづくりを進めることを願い、平成19年4月24日の「しぶしの日」に「志のまち」を宣言しました。

●共生・協働・自立推進事業補助金の交付

市民自らが企画し、自主的、継続的に取り組む地域づくり事業に対し、補助金を交付しています。



住民による地域安全マップ作成風景
(通山校区公民館)

さつま町 「心ふれあう地域づくり」の促進

●地域活動支援事業の実施

地域が策定した地域計画に基づき、町内20の公民館が実施する活動に対し、地域で使い途を決められる総括補助金を交付しています。

●地域窓口職員の配置

地域窓口職員として、3～6名の行政職員を各公民館ごとに配置しています。

●地域活動に参加しやすい職場環境づくり

行政職員が地域活動に参加しやすいように、「地域活動に従事する職員の取り扱い」を規定しています。



地域景観づくりのために町木のモミジを植栽
(二渡区公民館)

県も変わります…

協働による行政の推進に努めます

21世紀の新しい地方自治の姿として「自助・互助・公助」の考え方で、行政運営を行うために、行政のあり方を見直し、職員一人ひとりが「共生・協働の地域社会づくり」の視点で仕事に取り組みます。



地域リーダー養成講座風景

共生・協働の地域社会づくりを推進するための環境整備に努めます

県民のみなさんが地域活動に参加・実践するために役立つ事業や仕組みづくりなどに努めます。

情報の共有に努めます

身近な事例や県事業における協働化の実践、検証の取り組みや、地域振興局・支庁におけるパートナーシップミーティング（県民と行政との意見交換の場）を通して、「共生・協働」の考え方や協働活動を行う上での必要な課題や情報を地域のみなさんと共有します。



パートナーシップミーティング風景

ホームページはこちら

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/index.html>

お気軽にお尋ねください

- 「共生・協働」の施策全般については・・・
共生・協働推進課（県庁9階）
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-2247 FAX 099-286-5524
kyodo@pref.kagoshima.lg.jp
- 「共生・協働」の担い手の活動支援については・・・
共生・協働センター（かごしま県民交流センター1階）
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号
TEL 099-221-6613 FAX 099-221-6640
p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp